

期末試験の受験にあたっての諸注意 (以下、必ず一読すること。)

期末試験に関する諸注意

1. 期末試験では、**学生証を提示**してください。
 2. 時間割表(試験日時・場所等)は変更する場合がありますので、**掲示に注意**してください。
- * 本時間割表については、試験日時・場所等について変更があった場合は、その時点で更新します。(変更一覧参照)
3. 申告者の多い科目については試験室を分けて行います。時間割表に組分け表示のない科目については、**掲示または担当教員の指示に従って**ください。

期末試験の受験にあたって

受験者は、次の事項を遵守しなければなりません。

1. 試験室への入室は、試験開始後30分までとし、以後の入室は認めません。
また、試験開始後30分以内の退室も認めません。
2. 受験にあたっては、**学生証をパス入れ等から取り出して必ず机上に提示**してください。
学生証を提示しない場合は、原則として受験を認めません。
3. 試験時間中は、学生証、筆記用具、消しゴム、鉛筆削り、時計(時間表示以外の機能が付いたものは除く)以外の物は、特に許可された場合を除き、机上に置いてはいけません。

【不正行為とは】

いわゆるカンニング行為(カンニングペーパー等の使用、机上への事前の書き込み、持ち込みを許可されていない教科書・参考書・ノート等を机上に置いたり机の中に置いて見ること、他者の答案を見ること(又は他者に答案を見せること)、替え玉受験、監督者の指示に従わない、その他それらに類する行為)をいいます。

机上に置くことを許可されていない物(携帯電話・スマートフォン・スマートウォッチや、電子辞書、計算・翻訳機能等を備えた機器の類等)を**机の上に置いたままにすること及び試験中に手に持つこと**も不正行為とみなします。

【不正行為者への措置】

不正行為と認定された場合には、本学学則第44条による懲戒処分を受けます。

また、不正行為のあった当該クォーターの**全ての履修申告科目**(※期末試験を実施しない科目も含まれます。)の成績を**0点又は不合格**とします。なお、不正行為のあったクォーターとそれ以外のクォーターを含めて成績が評価される授業科目についても0点又は不合格となります。